



発行 新潟県  
**第 68 号**  
 令和6年9月3日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 974 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健総務課）
- 975 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健総務課）
- 976 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 977 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届（福祉保健総務課）
- 978 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 979 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 980 保安林の指定解除予定（治山課）
- 981 保安林の指定解除予定（治山課）
- 982 保安林の指定解除（治山課）
- 983 保安林の指定予定（治山課）
- 984 公共測量の実施通知（監理課）
- 985 公共測量の実施通知（監理課）
- 986 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 987 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）

公 告

令和6年度後期技能検定の実施（雇用能力開発課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

告 示

◎新潟県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社 ユーワ	南魚沼市西泉田8-2	グループホームやまびこ	南魚沼市石打311-1	認知症対応型共同生活介護	平成22年9月1日
有限会社 ハートプロモーション	上越市南高田2番3号	デイサービス谷浜	上越市長浜1850番地	通所介護	令和6年6月1日

株式会社 加治川の里	新発田市向中条 2843番地1	グループホーム つきおか	新発田市本田丁 1466番地7	認知症対応型共同生活介護	令和6年5月1日
------------	--------------------	-----------------	--------------------	--------------	----------

◎新潟県告示第975号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称		主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日	
新	社会医療法人 崇徳会	長岡市深沢町2300番地	在宅介護支援センターみつごうや	長岡市緑町2丁目4番地5	令和6年4月1日	
旧	医療法人 崇徳会					
新	社会医療法人 崇徳会	長岡市深沢町2300番地	ケアプランセンター ころ	長岡市三ツ郷屋町287番地1	令和6年4月1日	
旧	医療法人 崇徳会					
社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会		柏崎市豊町3番59号	柏崎市西地域包括支援センターまちなか	新	柏崎市鏡町8番13号 セラみなみ1階	令和6年7月1日
				旧	柏崎市西本町一丁目4番38号	

◎新潟県告示第976号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社 コム・メディカル	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局 新潟蔵王店	長岡市寿2丁目5番14号	令和6年4月30日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	ながおか薬局	長岡市旭岡一丁目28番地	令和6年3月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	川口薬局	長岡市西川口1240-7	令和6年3月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	けさじろ薬局	長岡市今朝白2-8-38	令和6年3月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	すずらん薬局	長岡市幸町1-1-19	令和6年3月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	しんさん薬局	長岡市南七日町30-9	令和6年3月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2番地4	やぎはな薬局	三条市南五百川53-1	令和6年3月31日

株式会社 パール ファーマシー	新潟市中央区白山浦2 丁目646番地107	みどり町調剤薬局	新発田市緑町2-16 -9	令和6年3月31日
株式会社 パール ファーマシー	新潟市中央区白山浦2 丁目646番地107	よつば薬局 新発 田店	新発田市新富町2丁 目6-18	令和6年3月31日
社会福祉法人 新 発田市社会福祉協 議会	新発田市本町4丁目16 番83号	豊浦デイサービスセ ンター	新発田市月岡温泉 727番地1	令和6年3月31日
株式会社 新潟県 厚生事業協同公社	長岡市北陽3丁目1番 地1	おもいやりの泉 十 日町店	十日町市千歳町2丁 目1-17 パークサ イドチトセB号室	令和6年6月30日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2 番地4	西区薬局	十日町市本町西1- 308-2	令和6年3月31日
医療法人 山北会	村上市田端町16-7	肴町病院	村上市田端町16-7	令和6年3月1日
株式会社 ファル コ	新潟市中央区白山浦2 丁目646番地107	コスモス調剤薬局	五泉市太田460-1	令和6年3月31日
株式会社 ファル コ	新潟市中央区白山浦2 丁目646番地107	てらざわ調剤薬局	五泉市寺沢3-2- 2	令和6年3月31日
株式会社 THANCS	新潟市中央区美の里17 番8号	どんぐり訪問看護 ステーション	佐渡市真野新町448 番地	令和6年5月31日
有限会社 キュア	長岡市神田町3丁目2 番地4	東町調剤薬局	魚沼市小出島1209- 31	令和6年3月31日
株式会社 パール ファーマシー	新潟市中央区白山浦2 丁目646番地107	中条調剤薬局	胎内市新栄町2-26	令和6年3月31日

## ◎新潟県告示第977号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
新発田市社協訪問介護事業所	新発田市住田501番地	令和6年3月31日

## ◎新潟県告示第978号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更 新 年 月 日
長岡中央訪問看護ステーション	長岡市川崎町2041番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
医療法人社団 沢矯正歯科医院	長岡市城内町2-6-13	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
えちごメディカル 古正寺薬局	長岡市古正寺3丁目2番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日

西長岡調剤薬局	長岡市千秋2丁目297番地12	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
新光町調剤薬局	三条市新光町1-27	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
大手薬局三条月岡店	三条市月岡1丁目23番45号	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
クスリのアオキ住吉薬局	新発田市住吉町5丁目4番9号	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
しなの薬局 吉田店	燕市吉田2757-3	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
小川薬局	燕市地藏堂本町二丁目6番23号	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
新潟県立中央病院(腎臓に関する医療)	上越市新南町205番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
新潟県立中央病院(免疫に関する医療)	上越市新南町205番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会上越総合病院(腎臓に関する医療)	上越市大道福田616番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
エム・ケイ薬局 かきざき店	上越市柿崎区柿崎6411-2	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
共創未来 はまなす薬局	上越市柿崎区柿崎6411-1	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
トモエ薬局 高田店	上越市とよば78	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
しなの薬局 あがの店	阿賀野市市野山191-3	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
新潟県厚生農業協同組合連合会佐渡総合病院(腎臓に関する医療)	佐渡市千種161番地	育成医療・更生医療	令和6年9月1日
壮快調剤薬局	胎内市平木田字岩山1500番地2	育成医療・更生医療	令和6年9月1日

◎新潟県告示第979号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定した。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
訪問看護 かえりえ長岡	長岡市中島7-1-8	育成医療・更生医療	令和6年9月1日

◎新潟県告示第980号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

- 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市寒川字大俣2030の3(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第981号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県村上市寒川字大俣2028の10、2030の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第982号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 解除保安林の所在場所  
新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 解除保安林の所在場所  
新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**◎新潟県告示第983号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
新潟県村上市葛籠山字葛山698・平林字平林山1706の1・川部字櫻峯629・小岩内字薬師岳760（以上4筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 指定の目的  
水源のかん養
  - (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字葛山 698 (国有林)、字平林山 1706 の 1・字櫻峯 629・字薬師岳 760 (以上 3 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字滝原字上野357の1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 3 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県岩船郡関川村大字山本字切ノ沢688 (国有林)

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字切ノ沢 688 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

## 4 (1) 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市梨木字元山37の1・荒島字大山1261の1 (以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。)

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字元山 37 の 1 (国有林)、字大山 1261 の 1 (国有林。次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課並びに村上市役所及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第984号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振

興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（3級水準測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年8月30日から令和7年1月21日まで
- 3 作業地域 胎内市欽江、小長谷 地内 他

#### ◎新潟県告示第985号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 阿賀満地区 第1次境界測量業務委託）
- 2 作業期間 令和6年7月26日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市秋葉区満願寺、大安寺他 地内

#### ◎新潟県告示第986号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

- 1 区域の名称  
東島2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から27号までを順次結んだ線及び標柱27号と1号を結んだ線に囲まれた区域  
新潟市秋葉区東島  
大坪
 

213番5	1号
227番2	2号、4号、5号及び6号
227番3	3号
227番1	7号及び8号

 大沢
 

590番1	9号及び10号
592番1	11号及び12号
591番1	13号
590番1	14号、15号及び16号
582番38	17号
582番2	18号
582番39	19号
582番2	20号

 大坪
 

228番	21号及び22号
227番1	23号、24号及び25号
226番1	26号
214番1	27号

#### ◎新潟県告示第987号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

1 区域の名称

市野江甲(1)地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

南魚沼市市野江

甲1番18	1号
甲2番1	13号
甲2番3	16号
甲2番6	14号及び15号
甲676番	17号
甲677番2	2号及び3号
甲678番	12号
甲679番13	6号、7号、8号、9号及び10号
甲679番14	4号及び5号
甲1055番	11号

公 告

令和6年度後期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和6年9月3日

新潟県知事 花角 英世

1 実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井、鍛造（ハンマ型鍛造に係るものに限る）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、シーケンス制御、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整に係るものに限る。）、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、パン製造、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)

(3) 3級

機械加工（普通旋盤の学科に係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て（学科に係るものに限る。）、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図CADに係るものに限る。）及び貴金属装身具製作

(4) 等級を区分しないもの（単一等級）

バルコニー施工



2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級、1級、2級及び単一等級

検定職種	受検手数料			
	23歳以上	23歳以上 (在校生)	23歳未満	23歳未満 (在校生)
鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造、さく井、鍛造、シーケンス制御、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、菓子製造、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、バルコニー施工	18,200円	12,100円	18,200円	12,100円

(イ) 3級

検定職種	受検手数料				
	23歳以上	23歳以上 (在校生)	23歳未満 (雇用保険 未加入者)	23歳未満 (雇用保険 被保険者)	23歳未満 (在校生)
機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、配管、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、貴金属装身具製作	18,200円	12,100円	13,700円	9,200円	7,600円

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「23歳未満」とは、令和6年4月1日現在において23歳に達していない者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。

注 (イ)においての「雇用保険被保険者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者(実技試験受検申請日において雇用保険被保険者である者)をいう。

イ 実施期日

令和6年12月5日(木)から令和7年2月16日(日)までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和6年11月28日(木)に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 シーケンス制御、配管	令和7年1月26日(日)
特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造 1級及び2級 さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図 3級 冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 バルコニー施工	令和7年2月2日(日)
1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ 3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション	令和7年2月9日(日)

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類の写し

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会  
 所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)  
 電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和6年10月7日(月)から令和6年10月18日(金)まで

5 受検手数料

受検申請受付期間内に、新潟県職業能力開発協会の指定口座に振込むこと。また、窓口で発行される手数料納入証明書または振込手数料領収書の写し等を申請書に添えて提出すること。なお、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和7年3月14日(金)に新潟県雇用能力開発課(及び県ホームページ)、新潟県職業能力開発協会にて技能検定合格者の受検番号を閲覧できる。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

合格者(技能士になる者)に新潟県雇用能力開発課から本人宛に通知する。また、実技試験または学科試

験のどちらかに合格した一部合格者及び不合格者には新潟県職業能力開発協会から本人宛に通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部雇用能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立がんセンター新潟病院における寝具等賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年9月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 田中 洋史

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

寝具等賃貸借契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(7) 300床以上の病床数を有する病院において、当該業務を令和2年4月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14で定める基準に適合する者であることを証明した者であること。

(9) クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師が、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

(10) 当該業務に係る入札説明書の交付を受け、後記4(1)に定める入札参加資格を証明する書類を提出し、入札参加を認められた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年9月17日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年9月24日(火)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規定(昭和60年新潟県病院局管理規定第5号。以下「規定」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数(36か月)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。